

## 神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例検討委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、団長会規約第8条の規定に基づき、神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例検討委員会（以下「個人情報保護検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 個人情報保護検討委員会の委員の定数は、10人とする。

2 委員は、所属議員数4人以上の会派の推薦に基づき、団長会において選任する。

### (委員長)

第3条 個人情報保護検討委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の中から議長が選任する。

3 委員長は、個人情報保護検討委員会を代表し、個人情報保護検討委員会を開閉し、議事を統括する。

### (招集)

第4条 個人情報保護検討委員会は、委員長が招集する。

### (代理出席)

第5条 委員は、都合により個人情報保護検討委員会に出席できないときは、所属する会派から代理者を出席させることができる。

### (定足数)

第6条 個人情報保護検討委員会は、委員の定数の半数以上の委員（前条の規定による代理者を含む。）が出席しなければ開くことができない。

### (検討事項)

第7条 個人情報保護検討委員会は、神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例の制定等について検討する。

### (意見等の聴取)

第8条 個人情報保護検討委員会は、必要があると認めるときは、委員でない議員又は専門的事項に関し学識経験を有する者から説明若しくは意見を聞くことができる。

### (表決)

第9条 検討事項について、委員長が必要と認めるときは、出席委員（代理者を含む。以下同じ。）の過半数で決することができる。

2 前項の場合において、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (検討結果の報告)

第10条 委員長は、検討結果について、団長会に報告する。

### (公開等)

第11条 個人情報保護検討委員会は、これを公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

2 個人情報保護検討委員会の傍聴については、団長会の例による。

(事務)

**第12条** 個人情報保護検討委員会の事務は、議会局総務課において処理する。

(会議録)

**第13条** 委員長は、会議録を作成するものとする。

2 非公開とした会議における発言、委員長が取り消させた発言及び委員が取り消した発言は、会議録に記載しない。

3 会議録は、要点記録とすることができる。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、個人情報保護検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が個人情報保護検討委員会に諮ってこれを定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。